

3-3 主な震災対策への取組

1. 震災対策への取組状況

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、杉並区内でも震度5強の揺れを記録し、塀の倒壊や瓦・外壁の落下のほか、建物の損壊などの被害をもたらしました。

杉並区では、発災直後から、被災した区民への対応や被災地への支援を続け、この大震災を教訓にした防災力強化に取り組んできました。

平成24年度からは、新たな「杉並区総合計画」に基づき「災害に強く安全・安心に暮らせるまち」の実現をめざし、施策の展開に取り組んでいます。

※平成27年度の具体的な取組内容は、「4-1総合計画の目標別 施策の取組状況」の「施策1 災害に強い防災まちづくり」166頁及び「施策2 減災の視点に立った防災対策の推進」167頁を参照してください。

(1) 災害に強い防災まちづくり

①耐震改修の促進

既存建築物の耐震診断・耐震改修助成をはじめ、耐震シェルター等設置助成や耐震相談アドバイザー派遣を実施しました。

また、耐震無料相談会、防災まちづくりイベント及び都区合同のマンション耐震セミナー等を開催するとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物で耐震診断後に耐震改修等を行っていない所有者等に対し職員が戸別訪問をするなど、耐震化の必要性の周知に努めました。

さらに、区内建築物の耐震化の現状等を踏まえ、耐震化促進の重点的な取組などを中心に杉並区耐震改修促進計画改定案を策定しました。

②震災救援所周辺等の不燃化の促進

災害発生時に救援活動の拠点となる震災救援所の周辺と、そこに至る緊急道路障害物除去路線の沿道の建築物の不燃化を促進するため、職員の戸別訪問や対象地域全戸への助成制度のチラシ配布など、不燃化助成制度等の周知に努めました。

③木造密集地域の解消対策の推進

杉並第六小学校周辺地区に加え、新たに方南一丁目地区に不燃化特区制度を導入し、戸別訪問をはじめ地元での説明会・相談会やオープンハウスの開催など特区制度の内容周知に取り組みました。

阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画の優先整備路線（馬橋通り）の拡幅については、道路整備 1 か所、用地取得に関わる測量・分筆登記を 2 か所行いました。

（２） 減災の視点に立った防災対策の推進

①防災施設の機能強化

災害発生時、災害対策本部の機能と必要な行政機能を維持するため、区役所本庁舎の敷地内にろ過装置付き防災井戸を設置するとともに、(仮称)下高井戸公園内の災害備蓄倉庫の実施設計を行いました。

また、平成 26 年度から 3 か年をかけて、防災行政無線のデジタル化を行っています。平成 27 年度は、計 56 か所の防災行政無線放送塔設備の新設又は取替を実施するとともに、デジタル化した戸別受信機を保育施設や帰宅困難者一時滞在施設など 310 か所に設置しました。また、デジタル化に伴い、視覚的に情報伝達できる電光掲示板を桃井原っぱ公園と(仮称)下高井戸公園の 2 か所に設置しました。

②帰宅困難者対策の推進

帰宅困難者一時滞在施設について、民間事業所 2 か所と新たに協定を締結したほか、地域区民センター 7 か所を指定しました。一時滞在施設には、飲料水や簡易トイレなどの帰宅困難者向け防災用品の備蓄（協定施設については備蓄の助成）を行いました。

また、荻窪駅に続いて 2 駅目となる駅前滞留者対策連絡会を西荻窪駅において設置しました。

③災害時要配慮者支援の充実

災害発生時、自力での避難が困難な高齢者や障害者などの区民（災害時要配慮者）を対象に、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」未登録者に対する登録勧奨を実施するとともに、登録者に対する個別避難支援プランの作成率向上のため、民生・児童委員に加えケアマネジャーに対しプラン作成に向けた働きかけを行いました。また、災害発生時、災害時要配慮者の安否確認に使用するため、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」登録者の情報を記載した安否確認チェックシート及びGISを利用し地図上に登録者の所在を記した地図データを震災救援所に配布しました。

さらに、災害時要配慮者の災害に備えた自宅の安全点検のため、建物防災支援アドバイザーの派遣を行いました。

④ICT を活用した災害情報の収集と発信

災害発生時に、現地の被害状況等について区民等のスマートフォンなどから直接情報を収集・発信する防災地図アプリ「すぎナビ」を構築し、配信しました。

「すぎナビ」は、最新の被害状況や避難経路等の情報を共有することで安全な避難誘導を行うなど、二次災害の発生防止につなげます。

⑤災害時医療体制の充実

災害時に災害拠点病院等で医療救護活動を行う緊急医療救護所を新たに2所整備し、計11所となりました。また、区医療救護部（保健所内）及び区災害医療コーディネーターに衛星電話を配備し、災害時の通信手段の確保を図るなど、災害時医療救護体制を強化しました。

また、緊急医療救護所3所（東京衛生病院・佼成病院・清川病院）で、医師会等と連携した医療救護訓練を実施しました。

⑥自治体間連携による防災対策の推進

災害時相互援助協定を締結している南相馬市への人的支援として、復興計画関連業務や道路等災害復旧業務のため、平成26年度に引き続き、事務職・建築職・土木職の職員計8人を長期派遣しました。

東日本大地震の記憶を風化させず、いつ起きても不思議ではない新たな災害に備えるため、式典「3.11を忘れない」を開催しました。

平成27年7月に名寄市で開催した「第9回自治体スクラム支援会議」において、南相馬市への引き続きの支援を確認するとともに、防災対策の強化に向けて、参加自治体間で連携して取り組む具体的な内容について意見交換を行いました。

また、基礎自治体間の水平的支援を促進していくため、災害時の支援・受援計画を策定することとしました。

2. 防災施策の財源について

国は、平成 23 年 12 月に、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成 23 年法律第 188 号。以下「復興財源確保法」という。）を公布し、平成 23 年度から平成 27 年度までの間において実施する施策のうち、全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として個人住民税均等割の標準税率の引上げを行いました。

このことを受け、各自治体で税条例が改正され、杉並区においても、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、特別区民税の均等割を年額 500 円引き上げました。

区では、この改正による平成 35 年度までの 10 年間の増収分を約 15 億円程度と見込んでおり、復興財源確保法の趣旨を踏まえ、この貴重な財源を、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に実施する防災施策の財源として有効に活用しました。

防災施策の財源拡充一覧

(千円)

項目	22年度決算額	23年度決算額	24年度決算額	25年度決算額	26年度決算額	27年度決算額
被災した区民等への対応 (大規模災害見舞金・弔慰金、貸付資金等)	0	10,900	0	0	0	1,026
耐震改修の促進	46,572	94,270	215,178	207,265	146,531	144,295
木造密集地域の解消対策の推進、震災救援所周辺等の不燃化推進	1,813	9,113	68,352	56,808	80,096	127,569
インフラ等の保全・整備対策 (水防対策、道路の拡幅、電柱撤去、橋梁の補強等)	668,337	578,531	570,981	800,764	558,364	929,626
防災施設の機能強化	161,369	331,879	449,329	666,783	424,689	446,248
地域防災力の向上	68,616	60,339	69,061	63,555	66,729	59,822
災害時要配慮者支援対策の推進	7,112	3,642	16,045	9,977	22,063	6,915
災害時医療体制の充実	11,862	8,947	47,253	9,492	59,139	24,447
子どもの安全確保対策 (安全連絡網の整備・防災ズキン配布等)	0	473	2,671	3,815	6,685	4,094
防災教育・啓発対策	0	6,348	13,611	11,563	20,224	13,052
合 計	① 965,681	② 1,104,442	③ 1,452,481	④ 1,830,022	⑤ 1,384,520	⑦ 1,757,094
拡充額 (22年度一般財源比較)		②-① 138,761	③-① 486,800	④-① 864,341	⑤-① 418,839	⑦-① 791,413

※上記決算額は一般財源の金額です（特定財源は差し引いています）。